

排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律要綱

## 第一 目的

この法律は、我が国の排他的經濟水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、排他的經濟水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的經濟水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的經濟水域等の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の經濟社會の健全な發展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

## 第二 定義等

一 この法律において「排他的經濟水域等」とは、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律の排他的經濟水域及び大陸棚をいうものとする。

二 この法律において「低潮線の保全」とは、排他的經濟水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎

となる低潮線等を保全することをいうものとする。

三 この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その他当該離島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、かつ、当該離島及びその周辺に港湾法に規定する港湾区域、同法の規定により都道府県知事が公告した水域及び漁港漁場整備法の規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域が存在しないことその他公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいうものとする。

四 この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいうものとする。

五 この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域（海底及びその下を含む。）として政令で定めるものをいうものとする。

六 内閣総理大臣は、三の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないものとする。

七 低潮線保全区域は、低潮線の保全を通じて排他的経済水域等の保持を図るために必要な最小限度の区域に限って定めるものとし、やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によってその確認を行うことができない海域については定めないものとする。

(第二条関係)

### 第三 基本計画

一 政府は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全（以下「拠点施設の整備等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならないこととする。

二 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針
- 2 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置に関する事項
- 3 特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項

4 拠点施設の整備等の内容に関する事項

5 その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

三 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

四 内閣総理大臣は、三による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこと。

五 国は、第四及び第五並びに他の法律で定めるもののほか、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする事。

(第三条及び第四条関係)

#### 第四 低潮線保全区域

一 低潮線保全区域内において、海底の掘削、土砂の採取その他の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする事。ただし、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでないこととする事。

二 国土交通大臣は、一の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が低潮線保全区域にお

ける低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないと認める場合でなければ、これを許可してはならないこととする。

三 第五の二、海岸法等の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、一の許可を受けることを要しないこととする。

四 国又は地方公共団体が一の許可を要する行為をしようとする場合には、許可に代えて国土交通大臣に協議をすることとする。

五 国土交通大臣は、一に違反して海底の掘削等を行った者等に対し、その行為の中止、施設等の改築等を命ずることができることとする。

六 国土交通大臣は、一の許可に付した条件に違反した者等に対し、一の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができることとする。

(第五条〜第七条関係)

## 第五 特定離島港湾施設

一 国の事務又は事業の用に供する泊地、岸壁その他の港湾の施設であつて、基本計画において拠点施設

としてその整備等の内容に関する事項が定められたもの（以下「特定離島港湾施設」という。）の建設、改良及び管理は、国土交通大臣が行うこととする。

二 特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域を定めて公告した場合において、その水域において、水域の占用、土砂の採取その他の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。

三 国土交通大臣は、河川区域又は海岸保全区域について二の水域を定めようとするときは、河川管理者又は海岸管理者に協議しなければならないこととする。

四 国土交通大臣は、二の許可を要する行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、二の許可をしてはならないこととする。

五 国土交通大臣は、港湾の機能の維持若しくは増進又は公益上の観点から特に必要なものとして政令で定める場合を除き、特定離島港湾施設である泊地その他の水域施設について水域の占用等に係る二の許可をしてはならないこととする。

六 国又は地方公共団体が二の許可を要する行為をしようとする場合には、許可に代えて国土交通大臣に

協議をすることとする。

七 国土交通大臣は、水域の占用又は土砂の採取に係る二の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができることとする。

八 国土交通大臣は、偽りその他不正の行為により占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができることとする。

九 何人も、二の規定により公告されている水域内において、みだりに、船舶その他の物件で国土交通大臣が指定したものを捨て、又は放置してはならないこととする。

十 国土交通大臣は、二に違反して水域の占用等を行った者等に対し、工事その他の行為の中止又は工作物等の撤去等を命ずることができることとする。

十一 国土交通大臣は、二の許可に付した条件に違反した者等に対し、二の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができることとする。

十二 国土交通大臣は、十の工作物等の撤去等を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣が当該工作物等の撤去等を自ら行うこと等ができることとする。

十三 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、二の許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所等に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物等を検査させることができることとする。

十四 七の占用料若しくは土砂採取料等を納期限までに納付しない者に対する強制徴収等について定めることとする。

(第八条〜第十三条関係)

## 第六 雑則

一 国土交通大臣は、この法律の規定に基づく許可には、この法律の施行のために必要な限度において、条件を付することができる。

二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(第十四条〜第十六条関係)

## 第七 罰則

一 低潮線保全区域内又は第五の二の規定により公告されている水域内において第四の一又は第五の二に係る許可を受けないでこれらの許可を要する行為を行った者等に対する罰則を設けること。



- 二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、
- 一 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して一の罰金刑を科すること。

(第十七条く第二十条関係)

## 第八 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第四に係る規定（定義、罰則を含む。）及び附則のうち第四に係る改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (附則第一条関係)

- 二 港湾法、水産資源保護法、自衛隊法、海岸法、海洋水産資源開発促進法について、所要の規定の改正を行うこと。
- (附則第二条く第七条関係)